○島根県警察犬運用要綱の制定について

(平成30年3月9日島鑑甲第87号本部長例規通達)

島根県警察における警察犬の運用については、警察犬運用要領の制定について(昭和50年9月11日島鑑第314号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。)により実施してきたところであるが、制定後長期経過したことから、この度、新たに別添のとおり「島根県警察犬運用要綱」を定め、平成30年3月12日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、平成30年3月11日限り、その効力を失う。

別添

島根県警察犬運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、島根県警察における犯罪捜査等において、警察犬の効果的な運用を 図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 警察犬

直轄警察犬(以下「直轄犬」という。)及び嘱託警察犬(以下「嘱託犬」という。)をいう。

(2) 直轄犬

刑事部鑑識課で直接飼育し、刑事部鑑識課が管理する犬をいう。

(3) 嘱託犬

民間の所有する飼育犬で、嘱託警察犬審査会(以下「審査会」という。)の審 査基準を満たし、警察本部長(以下「本部長」という。)が嘱託した犬をいう。

(4) 候補犬

民間の所有する飼育犬で、審査会の審査基準に達しないが、以後の訓練等により次期嘱託犬となり得る能力を有するとして刑事部長が認定した犬をいう。

(5) 直轄犬担当者

直轄犬の飼育、訓練及び出動に従事する者(以下「担当者」という。)をいう。

(6) 嘱託犬指導手

嘱託犬の飼育、訓練及び出動に従事する者をいう。

(7) 候補犬指導手

候補犬の飼育及び訓練に従事する者をいう。

第3 運用責任者

- 1 警察本部に運用責任者を置き、刑事部鑑識課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、警察犬の運用について、その責めに任ずる。
- 3 運用責任者の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 直轄犬の選定
 - (2) 直轄犬の管理
 - (3) 県警察の嘱託犬及び嘱託犬指導手を嘱託する場合の必要な審査
 - (4) 嘱託犬の所有者及び嘱託犬指導手との緊密な連絡及び協力体制の確立
 - (5) 嘱託犬及び嘱託犬指導手の安全かつ円滑な活動の確保
 - (6) 警察犬に関する教養
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、警察犬の運用に関して必要な事項

第4 簿冊の備付け

1 警察犬にあっては犬籍カード(様式第1号)を、候補犬にあっては候補犬台帳 (様式第2号)をそれぞれ刑事部鑑識課に備え付け、警察犬の登録の状況を明ら かにしておくこと。

2 直轄犬については、警察犬日誌(様式第3号)を備え付け、飼育訓練の状況を 明らかにすること。

第5 審査会の実施

- 1 県警察の嘱託犬を嘱託するため、審査会を置く。
- 2 審査会は、原則として年に1回実施する。
- 3 審査会では、審査を希望する犬の所有者が居住する警察署長(以下「居住地警察署長」という。)が推薦した犬に対して審査を行う。
- 4 審査会への出場要件、審査科目、審査基準その他審査会に関する必要な事項は、 運用責任者が別に定める。

第6 嘱託犬の認定

- 1 審査会の審査に合格した犬の所有者に警察犬嘱託書(様式第4号)及び嘱託警察犬章(別図第1)を、嘱託犬指導手に警察犬指導手帽子(別図第2)を交付して嘱託する。
- 2 嘱託の期間は、嘱託した日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは、 期間を延長することができる。

第7 候補犬の認定

- 1 候補犬の対象となる犬の所有者に候補犬認定書(様式第5号)を交付して認定する。
- 2 候補の期間は、認定した日から1年間とする。

第8 嘱託等の取消し

- 1 次のいずれかに該当するときは、嘱託又は候補を取り消すことができる。
 - (1) 嘱託犬又は候補犬の所有者が替わったとき。
 - (2) 所有者が嘱託又は候補を辞退したとき。
 - (3) 嘱託犬又は候補犬が病気その他の理由により出動できなくなったとき。
 - (4) 嘱託犬指導手又は候補犬指導手が病気その他の理由により出動できなくなったとき。
 - (5) その他嘱託又は候補としておくことが適当でない事由が発生したとき。
- 2 居住地警察署長は、1のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱報告書(様 式第6号)により速やかに運用責任者を経由して本部長に報告する。
- 3 2の報告に当たっては、嘱託犬にあっては嘱託状、嘱託警察犬章及び警察犬指 導手帽子を、候補犬にあっては認定書をそれぞれ添えて報告する。

第9 警察犬の出動

- 1 警察本部の事件を担当する所属の長又は警察署長(以下「所属長」という。) は、犯罪捜査、行方不明者の捜索等のために必要があると認めるときは、運用責 任者に警察犬の出動を要請する。
- 2 運用責任者は、1の出動要請を受け、必要があると認めたときは、直ちに警察 犬を出動させる。

3 運用責任者は、犯罪捜査その他必要があると認めたときは、出動要請を待つことなく、警察犬を出動させることができる。

第10 出動報告

- 1 直轄犬が出動した場合は、担当者が直轄犬の活動状況等について警察犬使用報告書(様式第7号)により、運用責任者に報告すること。
- 2 嘱託犬が出動した場合は、嘱託犬の出動を受けた警察署の鑑識係員が嘱託犬の 活動状況等について警察犬使用報告書により、運用責任者に報告すること。

第11 謝金の支給

- 1 嘱託犬が出動した場合は、嘱託犬の所有者に謝金を支給する。
- 2 謝金の額は、別に定めるところによる。
- 3 嘱託犬が出動した事件等を管轄する警察署長は、嘱託犬の出動状況等について 嘱託警察犬出動報告書(様式第8号)により運用責任者へ報告する。

第12 留意事項

所属長は、警察犬を効果的に活用するために、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 平素から積極的な活用を心掛けること。
- (2) 迅速な出動要請を行うとともに、広範囲な現場保存に努めること。
- (3) 遺留品その他原臭となるものの早期発見・確保に努めること。
- (4) 遺留品となる物品の取扱いにはピンセット、プラスチック手袋等を使用すると ともに、足跡等には清浄な遮蔽物を掛ける等の臭気の混乱又は消滅発散を防止す ること。
- (5) 警察犬の活動中は、警察犬の臭覚活動を迷わせ又は興奮させることがないよう 注意すること。
- (6) 警察犬の活動中は、必要に応じて警察官を同行させ、警察犬若しくは指導手が事故に遭い又は警察犬により第三者が事故に遭うことがないよう配意すること。
- (7) 警察犬が他人の邸宅や管理された場所に侵入しようとする場合には、当該場所の管理者等の承諾を求める等適当な措置をとること。

別図・様式〔略〕